

国際教育研究拠点の法人形態等について (案)

「創造的復興の中核拠点」として、研究開発、その成果の産業化及び人材育成の中核となる国際教育研究拠点（以下「新拠点」という。）の新設に向け、新拠点が福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化に貢献し、世界に冠たるものとなるよう、法人形態等について以下のとおり決定し、政府を挙げて長期・安定的な運営の確保を図る。

1. 新法人の機能

○ 新拠点の運営を担う法人（以下「新法人」という。）は、①研究開発、②研究開発成果の産業化、③これらを担う人材の育成、の各機能を有する。

① 研究開発

- 研究開発は、福島の中長期の課題、ひいては世界の課題の解決に資するものについて、国内外に誇れる研究活動を新拠点において推進する。国内外から優秀な研究者が参画する研究環境の下で、新たな技術や手法を分野横断的・学際的に融合させることなどにより、世界最先端の研究開発の実現を目指す。具体的には、その実施において福島の優位性が発揮できる、①ロボット、②農林水産業、③エネルギー（カーボンニュートラル）、④放射線科学・創薬医療、⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信の5分野を基本とし、例えば、以下の項目等を実施することを検討する。

✓ 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉推進を含む過酷環境下でも使用できるロボット技術の開発：

- ・福島ロボットテストフィールドを中心としたロボット産業集積の下地を最大限に生かし、廃炉作業の着実な推進等を支えるための研究開発
- ・高放射線下だけでなく災害時や人手不足の産業現場など、様々な過酷環境下で複雑な作業を実行できる遠隔操作ロボットの研究開発 など

✓ 持続的な農林水産業の構築に向けた研究開発：

- ・無人運転やゼロエミッション技術など最先端 ICT 技術、ロボット技術等について広大で多様なフィールドを活用した実証研究
- ・新たな技術を活用したバイオマス資源作物や薬用作物による循環型生産システムの実証 など

- ✓ 原子力に依存しない新エネルギー・脱炭素社会の構築に向けた研究開発：
 - ・原子力災害を経験した福島においてこそ、脱炭素社会を他に先駆けて実現するための広大な未利用地を活用した CO2 ネガティブエミッション（炭素除去・植物固定等）等の研究開発
 - ・これから進む新たなまちづくりにおいて、再生可能エネルギーやデジタルなどをフル活用した先進的な取組の実証 など
- ✓ 放射線科学・創薬医療の推進：
 - ・有用放射性同位元素（RI）を安定的・効率的に製造する研究や、それらを用いた診断と治療が同時に行える RI 医薬品の開発など創薬医療に関する研究
 - ・放射線イメージング技術の多様な分野への応用等に関する研究や、幅広い分野の放射線安全に関する研究など総合的・学際的な放射線科学研究 など
- ✓ 原子力災害に関するデータや知見の集積・発信：
 - ・原子力災害に関する様々なデータや知見を集積し、様々な視点からの自然科学的研究及び社会科学的研究等を連携・継続することで、原子力災害の影響や課題を包括的に分析し、将来の大規模複合災害への対策につなげる研究 など
- 研究開発プロジェクトは、研究開発基本計画において具体化を図ることとし、福島浜通りに整備する研究施設、社会実証・実装フィールド（以下「実証フィールド」という。）等で実施するものとする。

② 研究開発成果の産業化

- 東京電力福島第一原子力発電所の過酷環境や広大な未利用地などを活用し、併せて大胆な規制緩和も促進して、実証フィールドを整備する。

（参考） 実証フィールドとして設置した「福島ロボットテストフィールド（RTF）」には、県内外から 21 社が入居し、周辺も合わせれば 62 社のロボット企業が集積している。令和 3 年 10 月、RTF で開催された「ワールドロボットサミット福島大会」の災害対応ロボット競技会において、地元企業グループが準優勝しており、地元の技術力向上が図られている。
- 例えば世界的な共同利用施設等の設置（将来的には自立運営）等により、企業等の呼び込みを図る。

③ 人材の育成

- 連携大学院制度を利用して、大学院生の研究指導を実施する。

- 他の研究機関等が有する世界最先端の人材を活用し、当該研究機関等との共同研究等を通じて、研究開発や実証等を担う人材の集積・育成を図る。
- 国際原子力機関（IAEA）等と連携し、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の現場において、国際研究者を育成する。
- 地元の産業界・自治体・高等専門学校等と連携し、産官学一体となった人材育成を推進する。
- 地元の小中高校生等に対する高等教育につながる連続的な人材育成を行う。

2. 法人形態

- 新法人は、自ら研究開発を行うのみならず、以下の特徴を有するものとする。
 - ・ 新法人は、福島浜通り地域等における連携促進のため、福島に既に立地している研究施設等（以下「既存施設」という。）の取組について横串を刺す調整機能を持った司令塔としての役割を持つ。
 - ・ 中長期計画の作成や業績評価など、新法人の業務運営に福島県知事が関与する。
 - ・ 原子力災害による被害が著しい区域である福島浜通り地域等において、世界最先端の研究開発を実現するための国際水準の処遇・人事制度に加え、若者や女性など次世代の研究者が活躍できる環境を備える。
 - ・ 理事長や現場の裁量を最大限確保するとともに、業務に係る外部委託の活用や企業との共同研究を推進するなど、民間の能力・資金の活用につながる柔軟な業務運営を確保する。
 - ・ 実証フィールド等福島の「強み」を生かすため、規制改革推進のための仕組みを備えるとともに、原子力災害に関するデータ等を収集し、分析・発信等するため、他機関が有する情報の収集・閲覧に関する仕組みを備える。
- このため、新法人の形態は、福島の創造的復興の中核的役割を担う法人として、法律（福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号）を想定）に基づき設立される特別の法人とする。

- 前記1のうち、新法人が自ら行う研究開発等については、主務大臣が新法人に対して、研究開発基本計画に即して作成した、5～7年を期間とする業務運営に関する中長期目標を指示するとともに、新法人が当該目標の達成に向けた中長期計画を作成し、主務大臣の認可を受ける仕組みとする。
- 新法人の役員として、理事長、理事及び監事を置く。理事長及び監事については主務大臣が任命し、理事については理事長が任命し、主務大臣に届け出る。
- 新法人設立後、研究開発の充実、成果を高める施設・設備の導入、産学官連携の強化、国際的な人材交流、人材育成等に段階的に取り組む。その活動が本格的に軌道に乗った時点において、数百名規模の国内外の優秀な研究者等が新拠点における研究開発等の活動に参画することを目指す。
- また、新拠点の立上げに当たっては、各種実験施設や実証フィールドを有する他の施設の例も参考に、将来規模を拡大する必要が生じた際にも対応できる立地を検討することとし、その際、敷地に隣接する地域において、民間企業の進出を含め、広義の拠点としての機能が十分に発揮できるよう留意する。

(参考)

- ・ 関東に所在する医学系の研究所 敷地面積：約 14 万㎡
- ・ 東北に所在する産業系の研究所 敷地面積：約 7.8 万㎡

3. 司令塔機能の在り方

- 既存施設を所有する国立研究開発法人（以下「関係国研」という。）は、新法人の活動を通じて、福島創造的復興に貢献するため、関係府省庁等とともに新法人の設立等に向けた準備委員会に参加する。また、関係国研等は、新法人の役員等に人材を派遣する。
- 内閣総理大臣は、関係大臣と協議して、総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）及び福島県知事の意見を聴いた上で、研究開発基本計画を、新法人が中核的な役割を担うように策定する。準備委員会は、研究開発基本計画策定の実務も担う。
- 新法人が司令塔機能を最大限発揮する観点から、既存施設については、丁寧な調整の上で、可能な限り統合を目指し、早期に方針を固める。統合しない既存施設の研究開発のうち新法人が実施する5分野（前記1参照）に係るもの等については、それらの施設への予算措置を新法人に集約し、新法人から既存施設に対して研究の委託等を行う。

- 福島県や地元自治体等と協議会を設置して、研究開発、実証フィールド活用、規制改革等に対する意見を聴く。新法人はこれを踏まえた関係機関との連携・調整等の事務や、福島の現状に即した規制改革の実現等に取り組む。

4. 共管体制

- 新法人の業務については、関係大臣（文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣）が所掌事務の範囲内で内閣総理大臣とともに主務大臣として共管する。具体的には、研究開発基本計画に位置付けられた研究開発プロジェクト等ごとに、復興庁と関係府省庁が共管する。
- 研究者・職員については、関係府省庁・関係国研等からの出向やクロスアポイントメント等を活用しながら確保する。研究成果等の状況に応じ、プロパー研究者・職員の確保、定着が図られるよう、必要な環境整備を行う。

5. 予算措置

- 国内外に誇れる研究開発を実施し、その研究開発成果の産業化、これらを担う人材の育成を実施する新法人は、福島の創造的復興に不可欠な拠点となることから、新法人が長期・安定的に運営できるよう、東日本大震災復興特別会計（以下「復興特会」という。）設置中は復興財源等で必要な予算を確保するとともに、復興特会終了以降も見据え、外部資金や恒久財源による運営への移行を段階的・計画的に進める。
- 復興特会で実施する事業については、新法人が直接実施するか、新法人から既存施設に委託等を行い実施する。
 - ※ 復興特会で実施する事業については、復興庁から関係府省庁に予算を移し替え、関係府省庁が執行することとした上で、既存施設への予算措置は新法人に集約し、新法人から既存施設に対して研究の委託等を行う。
- 新法人における研究開発プロジェクトは、福島浜通りを拠点として、まずは外部機関への委託等も活用しながら、内部研究の充実も図る。
- 研究者、職員については、当初は有期雇用を活用しながら、随時、必要性和実行可能性を考慮して、任期無し契約への移行を図る。

6. 今後の予定

- 令和3年度内に、復興庁を中心に関係府省庁等が協力して、更なる検討の進捗を具体化する基本構想を策定するとともに、新法人設立のための法案について次期通常国会への提出を図る。
- 法案が成立した場合には、令和4年度は新法人設立の準備期間として、関係府省庁・関係国研等に加え、福島県からの参加も得て、準備委員会を設置し、設立準備を進める。
- 研究開発基本計画は、令和4年夏を目途に策定することとする。研究開発基本計画に位置付けられた研究開発プロジェクトのうち、先行して実施する必要性が高いものは、令和4年度後半から実施する。
- 研究開発基本計画の策定作業と併せて、新拠点に整備する施設の具体的な検討を進めるとともに、新拠点の立地についても、具体的な要件等の整理を進め、福島県からの意見を尊重して決定する。これらを通じて、施設整備が迅速に進むよう、所要の準備を進める。
- 上記の基本構想の策定、準備委員会の設置、研究開発基本計画の策定等に向けて、本決定に基づき、復興庁、関係府省庁及び関係国研が一体となった合同作業チームを立ち上げ、検討を加速する。